

# 平成29年度「グリーン・ツーリズムバス(企業向)」利用案内

## グリーン・ツーリズムバス運行支援制度とは

農林漁業の体験や視察研修を通じて、農林漁業や訪れた地域の応援団となっていただくことを目的として、県民の皆様が農山漁村地域へ貸切バスを利用して旅行する場合、県がバス借上経費の一部を助成する制度です。

## 1 この制度を利用できる方・利用できる台数

●この制度の利用対象：兵庫県内の中山間地域以外の地域において「ひょうご企業と農山村のふるさとづくり」事業<sup>注1</sup>、「企業の森づくり事業」<sup>注2</sup>に取り組む企業。(中山間地域で取り組む場合は、「農山村応援活動バス」をご利用下さい)

●利用台数：1団体1申込みにつき最大3台

### ※ 利用できない団体

- ・宗教、政治活動を目的とする団体。
- ・バス借上経費を県・市町等の公費助成を受ける(一部助成を含む)団体。

注1「ひょうご企業と農山村のふるさとづくり」事業とは、中山間地域の農山村を舞台に、企業と農山村住民が一体となって農山村を活性化させることを目的に、県・市町・農山村・企業が親善協定を締結し、社会貢献活動等を実施する事業。

注2「企業の森づくり」事業とは、森林や山村地域にある森づくり活動の受入に係る様々な情報を収集するとともに、都市側の企業や団体等の森づくり活動に対する要望等から適正なマッチングを行い、森づくり活動の実践をコーディネート、技術的サポートなどを実施する事業。

## 2 旅行の条件

### (1) 旅行の目的、訪問先

県内の農林漁業関係施設に、視察研修として1箇所、農林漁業体験として1箇所、合計2箇所訪問し、合わせて60分以上実施する。

※1 農林漁業体験の所要時間が60分以上となる場合は、体験のみで可。また、同一施設で視察研修及び農林漁業体験の両方を実施する場合は、訪問先は1箇所で可。

※2 「農林漁業関係施設」とは、県・市町・JA・農林漁業者等が地域の農林漁業の振興のために整備した、農林漁業体験等のサービスを提供する施設。

※3 「視察研修」とは、施設において、施設の管理者等から当該施設設置の目的やその背景、地域の農林漁業について説明を受けること。(単なる施設案内は不可。)

※4 「農林漁業体験」とは、加工体験(そば打ち、豆腐づくり等)、作業体験(田植え、稲刈り、森林の枝打ち、下草刈り等)、観光農林漁業体験(いちご狩り、地引き網等)など。陶芸及び自然散策・観察、食事等は不可。

※5 「農林漁業関係施設」での視察・体験であっても、農林漁業と関連の見られない内容は不可

### (2) 行程

「日帰りコース」または「1泊2日コース」

原則として出発地から視察、体験施設等を経由し、出発地に戻るまでとします。

「1泊2日コース」については、視察研修と農林漁業体験を1日で実施しても、2日に分けた実施も可。ただし、県外に宿泊する場合は「日帰りコース」とする。

### (3) 参加人数

20名以上。(当日の参加者が20人未満となった場合は、補助の対象外。)

### (4) 利用バス

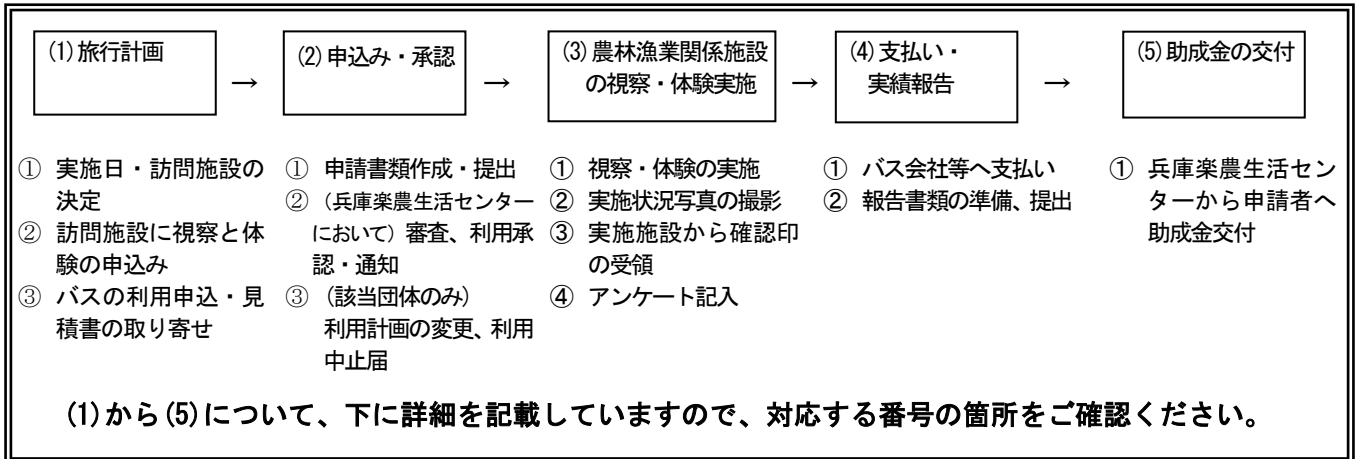
民間の貸切バス(公営バスを含む)または定員20名以上のレンタカー。

### 3 助成金額

バス1台につき、 「日帰りコース」：2万5千円 「1泊2日コース」：5万円  
(ただし、バス借上経費(消費税、通行料、駐車料、ガイド料等を除く)がこれを下回る場合は、そのバス借上経費が上限。)

### 4 計画、申込みから助成金の交付まで

【手続きの流れ】



#### (1) 旅行計画

- ① 実施日・訪問施設の決定
- ② 訪問施設への申込み

訪問施設に、当制度利用の条件(農林漁業関係施設での視察や体験をしなければならないこと、視察や体験の所要時間)を伝え、条件にあった内容で対応してもらえるか、確認すること。

- ③ バス会社等へ申込み

バス会社または旅行会社もしくはレンタカー会社(以下「バス会社等」という)に利用を申込む。「利用貸切バス経費見積書(写し可)」の作成を依頼。

#### (2) 申込み・承認

- ① 申込書の提出(旅行日の20日前までに提出)

以下の書類を当公社「兵庫楽農生活センター」に郵送のこと(窓口申込も可)。

##### ア. グリーン・ツーリズムバス利用申込書

利用申込書には、団体代表者印(法人格を有する場合は法人代表者印、有しない場合は代表者の個人印)の押印が必要です。また、ここで使用した印鑑と本助成事業で提出する他の書類で使用する印鑑は同一にして下さい。

##### イ. 利用貸切バス経費見積書(利用申込書と同一の宛名でバス会社の社印があるもの・写し可)

なお、電話・ファクシミリ・電子メール等での申込は不可。また、募集開始日以前に到着した申込書は受け付けません。諸事情がある場合は配達日指定等を利用のこと。

送付先：〒651-2304 神戸市西区神出町小東野 30-17 公益社団法人兵庫みどり公社  
兵庫楽農生活センター「都市農村交流バス担当」 まで  
TEL (078)965-2651 FAX (078)965-2653

## ◎ 申込の受付期間

次の4期で受付します。

期	ご利用日(期間)	募集開始日(※期間)
1期	29年 4月～ 6月	29年 3月 2日(木)～
2期	29年 7月～ 9月	29年 5月 1日(月)～
3期	29年10月～12月	29年 8月 1日(火)～
4期	30年 1月～ 3月	29年11月 2日(木)～

※申込は先着順で受付し、各期の「日帰り」、「1泊2日」各コースごとの予定台数に達し次第締め切ります。ただし、各期の予定台数に達した日の到着分は抽選とします。予定台数に達した以降の申込の場合は「キャンセル待ち」での受付となります。

### ② 審査、利用の承認・通知

- ・受付順に申込書の内容を審査し、利用承認を決定します。  
(申込者の概要や活動内容等がわかる資料を提出していただく場合があります。)
- ・利用を承認した団体には、利用承認書及び報告関係書類(実施状況確認票、代表者アンケート、助成金請求書、アルバム台紙ほか)を送付します。
- ・不承認となった団体にも、その旨通知します。

### ③ 利用計画の変更、利用中止の場合について(該当する団体のみ)

#### ・利用計画の変更

やむを得ない事情により、当初に申請された利用計画の変更を行おうとする場合、すみやかに「兵庫楽農生活センター」へ電話連絡の上、利用変更届を提出して下さい。その際、バス借上料見積書など変更内容がわかる資料を添付して下さい。

なお、軽微な変更(参加人数の変更や助成金額の変更を伴わないバス借上経費の変更)の場合には、利用変更届の提出を省略できます。

#### ・利用の中止

下記の場合は、すみやかに「兵庫楽農生活センター」へ利用中止届を提出して下さい。

- ア やむを得ない事情により旅行を取りやめる場合
- イ 参加人数の減などバス利用条件を満たさなくなった場合
- ウ バス台数が減少となる場合

(例:バス台数が2台から1台に減少する場合は、減少する1台について利用中止届をお願いします)

## (3) 農林漁業関係施設の視察・体験実施

### ① 視察・体験の実施

**原則参加者全員で受講すること。**(体調不良などやむをえない理由により参加できない場合は除く)

### ② 実施状況写真の撮影

研修や体験の実施状況が確認できる写真を撮影。

### ③ 実施施設(管理者)から確認印の受領

- ・「グリーン・ツーリズムバス実施状況確認票」に、訪問施設の名称等が確認できる確認印(なるべく日付入りのもの)の押印を受けること。
- ・1泊2日コースの場合は、宿泊施設において、宿泊確認の押印を受けること。
- ・記念スタンプなど、来客が自由に押せるものは不可。

### ④ アンケート記入

## (4) 支払・実績報告

### ① バス会社等へ支払い

- ・ **バス会社にバス費用全額を支払う。**

- ・ 経費を支払ったことが確認できる書類（領収書の但し書き又はその明細等でバス費用が含まれていることが明記されたもの）を受け取ること。

② 報告書類の準備、提出

以下の書類を準備し、旅行終了後1ヶ月以内に「兵庫楽農生活センター」へ提出すること。なお、写真は返却しません（PR等で活用する場合があります）のでご了承下さい。

- ア. グリーン・ツーリズムバス実施状況確認票
- イ. 助成金請求書
- ウ. 通帳のコピー（表紙と表紙裏面：支店名、口座番号、口座名義が確認できるページ）
- エ. 旅行者が負担したバス借上費用を確認できる書類（「領収書原本」もしくはそれに準ずる書類）
- オ. 実施状況写真（3枚程度）（研修・体験の実施状況が確認できる写真）
- カ. 利用団体代表者アンケート

(5) 助成金の交付

① **兵庫楽農生活センターから申請者に交付**

- ・ 助成金は、実施状況を確認後、提出された助成金交付請求書に基づき、指定の金融機関口座へ振り込みます。
- ・ 書類に不備がある場合は受付できません。また、旅行終了後1ヶ月以内に必要書類の提出が無い場合は、利用承認を取り消し、助成金が交付できませんのでご注意下さい。

5 その他

(1) 保険加入

万一、ご利用のバスで交通事故等が発生した場合、兵庫県及び公益社団法人兵庫みどり公社は責任を負いません。保険に加入するなどの対策を講じることをお勧めします。

(2) 助成金の支払取消・返還、不正行為

申込書記載のとおりを実施していないことが判明した場合は、助成金の支払を取り消す（支払済の場合は返還を求める）場合があります。

また、不正行為があった場合、利用団体については、事実が判明した年度と翌年度、都市農村交流バス（全コース）の利用を承認しないほか、バス会社等については、事実が判明した日から2カ年の間、利用団体のバス借上先として承認しません。 (以上)

○宛名ラベルとして切り取ってご使用下さい

〒651-2304

神戸市西区神出町小束野 30-17  
公益社団法人兵庫みどり公社  
兵庫楽農生活センター  
「都市農村交流バス担当」

〒651-2304

神戸市西区神出町小束野 30-17  
公益社団法人兵庫みどり公社  
兵庫楽農生活センター  
「都市農村交流バス担当」

〒651-2304

神戸市西区神出町小束野 30-17  
公益社団法人兵庫みどり公社  
兵庫楽農生活センター  
「都市農村交流バス担当」